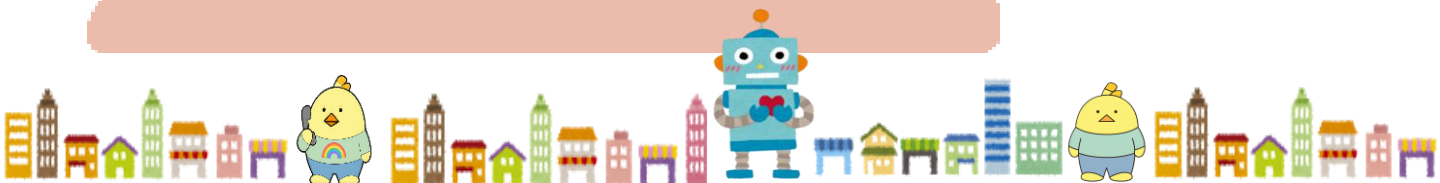


多摩市 子どもの虐待対応 マニュアル

こども家庭センター
(にじたま)



多摩市のこどもたちが安心して安全に生活するためにチームDEアプローチ



このマニュアルに関わる皆さまが
安心して おだやかに わらって 自分らしく
過ごしていけますように

はじめに

子どもたちは、私たち大人にとってかけがえのない存在です。

日々の生活の中で見せる笑顔や成長は、周りの人の心を豊かにし、未来への希望を与えてくれます。どの子どもも安心して暮らし、のびのびと成長できることは、社会全体の願いでもあります。

しかし、残念ながら、子どもが苦しさやつらさを抱えながら助けを求められない状況が生まれてしまうことがあります。そんなとき、子どもに関わる私たち一人ひとりが小さな変化に気づき、そっと手を差し伸べることが、子どもの未来を守る大きな力になります。

このマニュアルは、子どもたちの「助けて」のサインに気づき、迷ったときにどう行動すればよいかを、わかりやすくまとめたものです。

専門家でなくても大丈夫です。完璧である必要もありません。大切なのは、「気にかける心」と「ひとりで抱え込まないこと」です。

子どもたちが安心して笑える毎日をつくるために、私たちはともに支え合うことができます。このマニュアルが、その一步を踏み出すための温かい手助けとなることを願っています。

令和8年4月
多摩市こども家庭センター

目次

01

子どもの虐待の基礎知識

- 1：要保護児童対策地域協議会とは
（多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会）・・・1
- 2：要保護児童対策地域協議会における情報共有と守秘義務
・・・2
- 3：虐待の種別と例・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4：知っておいてほしい大事な情報・・・・・・・・・・4

02

虐待に気付いたら・疑ったら

- 1：虐待に気付くためのチェックリスト・・・・・・・・・・5
- 2：事実確認チェックリスト・留意事項・・・・・・・・・・7
- 3：虐待による傷・あざの兆候・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4：発見から通告・通告後の対応・・・・・・・・・・11

03

各関係機関の気付きポイント

- 1：虐待に気付くためのチェックリスト・・・・・・・・・・13

目次



参考資料

- 1：児童虐待の重症度の判断基準・・・・・・・・・・14
- 2：児童虐待の防止に関する法の変遷・・・・・・・・・・15
- 3：児童相談所との連絡・調整（東京ルール）・・・・17
- 4：関係規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

01 | 子どもの虐待の基礎知識

1：要保護児童対策地域協議会とは (多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会)

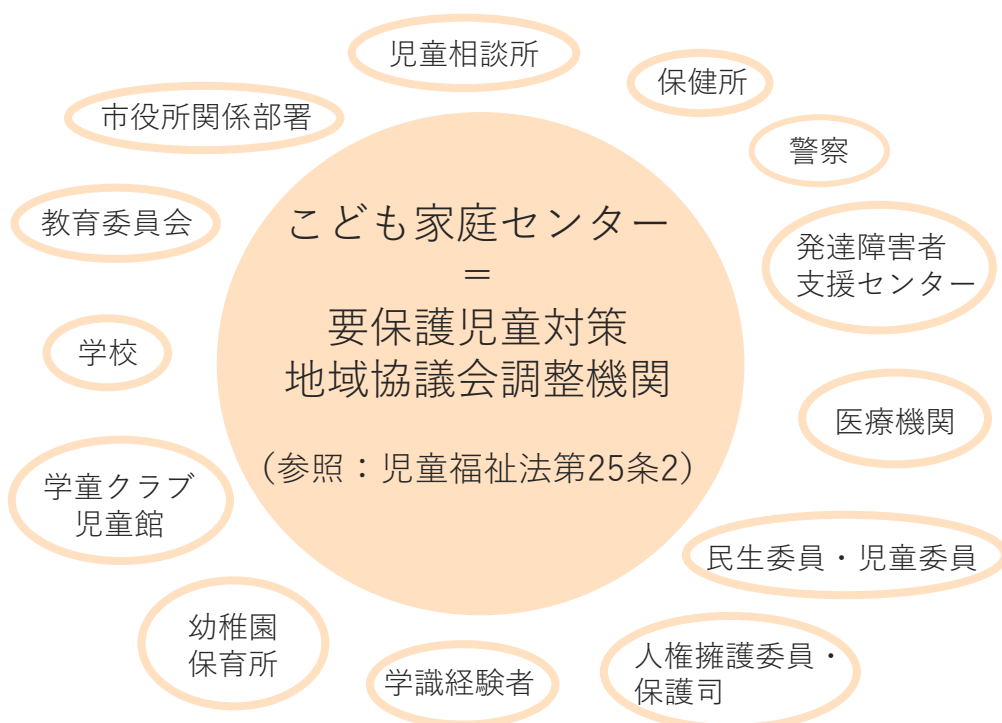
目的

虐待を受けているなど、保護を必要とする子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図る。
(参照：児童福祉法第25条2第1項)

対象

- ① **要保護児童：**
保護者のない児童、又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ② **要支援児童：**
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ③ **特定妊婦：**
出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

構成図



2：要保護児童対策地域協議会における 情報共有と守秘義務

情報共有

- ◆要保護児童対策地域協議会は、必要な時、関係機関などに情報提供などの必要な協力を求めることができる。
- ◆関係機関は、情報提供を求められた場合、応じるように努めなければならない。
(参照：児童福祉法第25条3)

守秘義務 罰則規定

- ◆要保護児童対策地域協議会で得た情報を外部、対象児、その保護者に伝えてはいけない。
(参照：児童福祉法第25条5)
- ※違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
(参照：児童福祉法第61条3)

個人情報の 取扱い

- ◆要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関の役員、職員は、協議会の職務に関して得た情報、秘密を漏らしてはいけない。
- ◆その職を退いた後も同じく漏らしてはいけない。
(参照：多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱第12条)

3：虐待の種別と例

① 身体的虐待

- ・首絞め
- ・叩く、蹴る。
- ・子どもの体に傷ができる。
(あざ、やけど、骨折、
打撲など)
- ・溺れさせる。
- ・戸外に長時間閉め出す。



② 心理的虐待

- ・子どもの前で夫婦喧嘩を行なう。
- ・子どもの前で配偶者に対して暴力をふるう。
- ・子どもに対して脅し、傷つく言葉を使う、無視する。
- ・きょうだい間で差別的扱いをする。

POINT

虐待を受けている子どもの
他きょうだいは、
『心理的虐待』で対応する。

③ ネグレクト

- ・食事を与えない。
- ・お風呂に入れない。
- ・重大なけがや病気をして
も病院受診をさせない。
- ・子どもを家に残したまま外出
する。
- ・車の中に放置する。
- ・学校に行かせない。
- ・同居人が虐待行為をして
いるのを保護者が放置
している。

④ 性的虐待

- ・性的行為の強要。
- ・プライベートゾーンを
触られる、触らせる。
- ・子どもをポルノの被写体
とする。
- ・子どもに性器や性交を見せる。

POINT

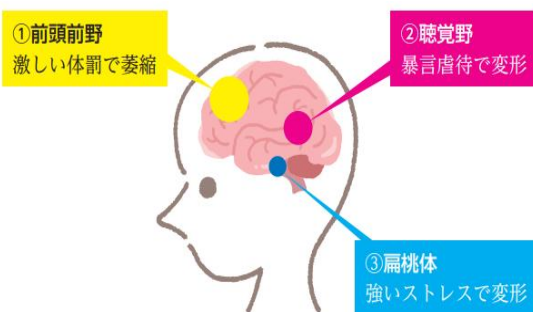
性的虐待は専門的な対応が
必要であるため、児童相談
所での対応になる。

4：知っておいてほしい大事な情報

● 子どもの脳への影響 ●

子どもの脳は極度のストレスが与えられるとストレスに適応するため、萎縮し、変形する。しかし、早いうちにケアをすると回復する力も備えているという研究結果がある。

⇒早期発見・ケアが大切！



1

● 『しつけ』と『虐待』 ●

しつけ：子どもが社会に適応するために必要な行動、態度を身に付けられるように手助けをすること。

虐待：保護者が児童の心身に有害な影響を与える行為。

「しつけ」を口実にした体罰は虐待に該当する。

POINT

親権者などに認められていた「懲戒権」（児童福祉法第82条）は削除された。

2

● DVが及ぼす影響 ●

【DVの区分】

- ・ 身体的暴力
- ・ 精神的暴力
- ・ 性的暴力
- ・ 経済的暴力

DVがある家庭で育つ

心理的虐待に該当する

（児童虐待の防止等に関する法律第2条の4）

DVがある家庭で育った子どもは、

【幼児期】

- ・ 問題行動が多くみられる。

【学童期】

- ・ 発達問題
 - ・ 身体症状
 - ・ 自尊感情の低下 など
- がみられることがある。

3

● 逆境体験とは ●

小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences 略してACEs）

：虐待、家庭機能不全がある

（DV、夫婦喧嘩、薬物・アルコール、メンタル不調など）

身体疾患、精神疾患のリスクが高まる

愛着形成：養育者が子どものサインに適切に気づいて、応答する。子どもの経験や心の状態を理解する。

肯定的体験（Positive Childhood Experiences 略してPCEs）

：地域や学校などでの肯定的な体験が逆境体験者の疾病リスクを下げる。

4

02 虐待に気付いたら・疑ったら

1：虐待に気付くためのチェックリスト

① 虐待（疑い）を把握

以下のものは「虐待」に該当します。
1つでも該当したら、躊躇せず通告してください。

対象	☑欄	項目
子ども	☐	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）がある
	☐	子どもに対して暴言、脅迫、暴力がある
	☐	家の外に閉め出されている
	☐	衣服や身体が極端に不潔である
	☐	食事を与えられていない、極端にやせ細っている
	☐	夜遅くまで遊んだり、徘徊している
	☐	プライベートゾーンを触られる
保護者	☐	体罰を正当化する
	☐	けが等について不自然な説明をする
	☐	子どもの前で保護者が喧嘩、DVをする
	☐	小さい子どもを置いたまま外出する、車の中に放置する
	☐	怪我や病気をしていても病院を受診させない
	☐	学校に行かせない
	☐	同居人が虐待行為をしているのを保護者が放置する

以下のものは「虐待」の可能性があります。
連絡（通告）してください。

対象	☑欄	項目
子どもの様子		いつも子どもの泣き叫ぶ声、叩かれる音が聞こえる
		極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少など）
		季節にそぐわない服装をしている
		食事に異常な執着を示す
		ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない
		気力がない、表情が乏しく活気がない
		態度が怯えていたり、親や大人の顔をうかがったり、親を避けようとする
		家に帰りたくないそぶりがある
		誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い
保護者の様子		地域や親族などと交流がなく、孤立している、支援に拒否的である
		子どもの養育に関して拒否的、無関心である
		年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する
		子どもに対して拒否的な発言をする
		保護者の気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させる
		夜間徘徊を黙認する

2：事実確認チェックリスト・留意事項

② 事実確認・聴き取り

虐待に該当する（可能性がある）場合は、下表の項目について事実確認を行います。

1. いつ	
2. 誰から	
3. どこで	
4. どのように	
5. いつから	
6. どのくらいの頻度	
7. 傷、あざの記録 （写真撮影）	

POINT

性的虐待が
疑われる場合

必要最小限の聞き取りに留め、**児童相談所に通告し**、
対応を委ねる。

1. 誰から
2. 何をされた

POINT

事実確認する上での留意点

POINT 1

聴き取り に関して

- ・ 相手が自由に考えて答えられる質問で聴き取りを行う。
（「はい」、「いいえ」で答えられないような質問）
- ・ 誘導しない。
○「これどうしたの?」「どんなふうにケガしたの?」
×「お母さん（お父さん）にやられたんでしょ?」

POINT 2

記録の 取り方

- ・ 客観的事実のみを記録をする。
（憶測や推測は記録しない。）
- ・ 子ども、保護者の発言をそのまま記録する。
○「ママに顔をパーでパンチされた」
×「母に顔を殴られた」
- ・ 聴き取りをした時の子ども、保護者の表情・態度も記録に残す。

POINT 3

保護者 対応

保護者への介入方法は協議、相談しますが、以下の方法もご理解ください。

【保護者がいる場で傷・あざを発見した場合】

- ・ その場で保護者に声をかけ確認をする。
（例：「この傷どうされましたか？大丈夫ですか？」）

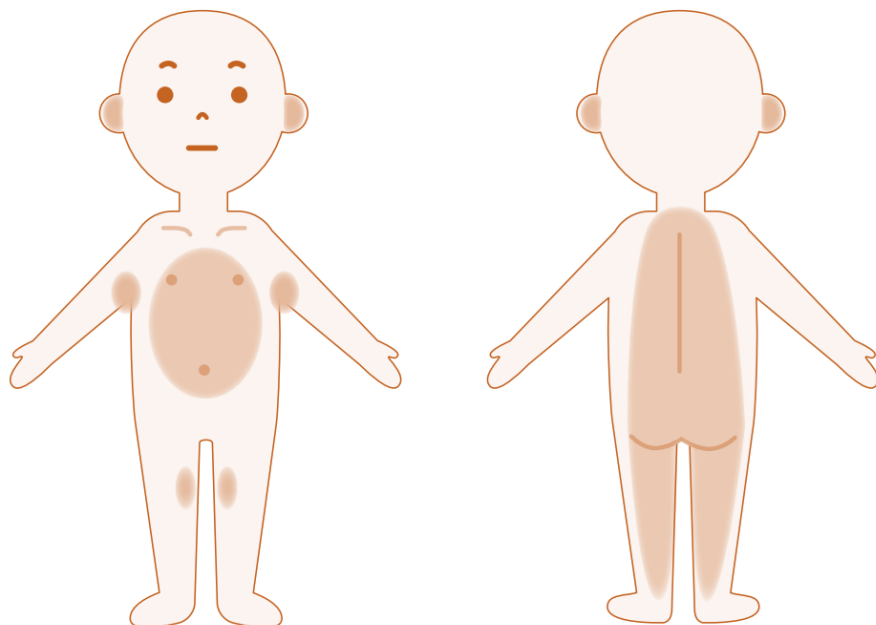
【保護者がいない場で傷・あざを発見した場合】

- ・ 不自然な傷・あざを発見した事実を伝え、状況確認を実施する。

3：虐待による傷・あざの兆候

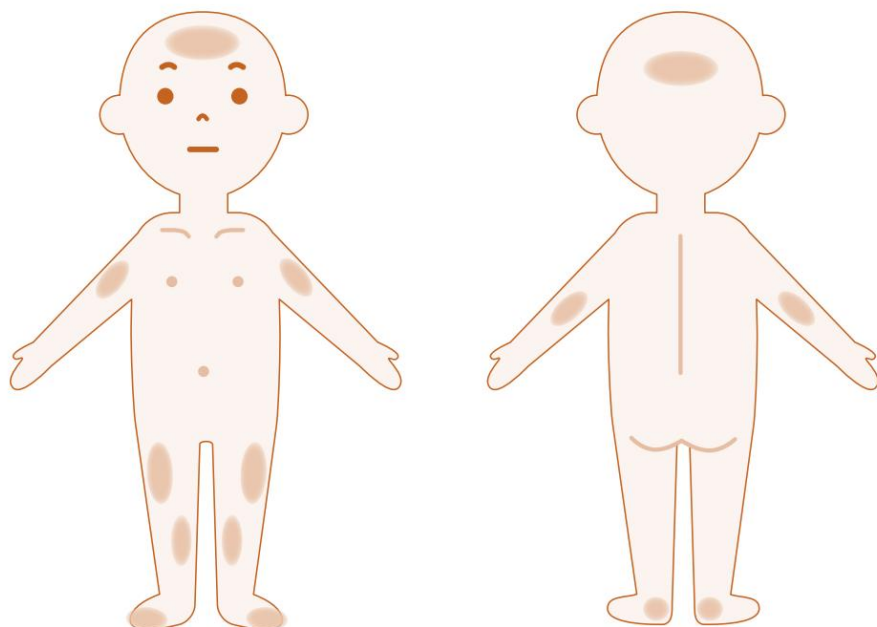
虐待によるけがと事故などのけがには、受傷しやすい部位に明らかな違いがあります。

【虐待の可能性が高い外傷部位】

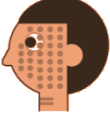


※被服部位、手背、足底、大腿内側に存在した場合も虐待を考慮する。

【事故で受傷しやすい外傷部位】



【パターン痕：何らかのパターンを持つ挫傷】

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2～3本の縞状の痕。指輪痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕（指先の痕） 手拳痕（握りこぶしの痕） 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤な顔面びまん性挫傷、眼窩(がんか)貫通外傷を伴う。
	絞頸（首しめ）	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれである。

【道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い】

	ベルトや革紐	平行面がある。からだの輪郭に沿い曲線を形成する。
	二重線痕	棒きれや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心部をまたいで、その左右にぼやけた内出血の痕ができています。
	ループコード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の、片側が開いた楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

【熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる】

	辺縁が平滑な曲線で、 熱傷の重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押当てられた可能性を疑う。

4：発見から通告・通告後の対応

③ 通告・連絡／所管課に報告・情報提供

虐待（疑い）を把握

事実確認・聴き取り

※個人で判断せず、組織で対応

各自所属の課、上司に
報告・情報提供

通告／連絡

- ・「児童虐待が疑われる場合を含め、発見した者は、**通告しなければならない**」（児童福祉法25条、児童虐待防止法第6条第1項）と記載あり。
- ・「**当該通告した者を特定させるものを漏らしてはいけない**」（児童虐待の防止等に関する法律第7条）と記載あり、**通告元は保護者にも伝えない。**

通告／連絡先

一義的な通告窓口	多摩市こども家庭センター 042-355-3833 (月～土曜日8時30分～18時まで、祝日を除く。)
命の危険がある場合	警察 110 (24時間対応) 多摩児童相談所 042-372-5600 (月～金曜日9時～17時まで、祝日を除く。)
性的虐待の場合	多摩児童相談所 042-372-5600 (月～金曜日9時～17時まで、祝日を除く。)
児童相談所・ こども家庭センター がやっていない時間	東京都児童相談センター 03-5937-2330 (平日夜間、土日、祝日（年末年始含む。）)

④ こども家庭センターで通告・連絡後の対応

緊急受理会議／初期調査

対象児童の安全確認（現認）

- ・原則48時間以内に対象児童の状況確認を実施。
- ・所属機関がある場合、所属機関に状況確認の連絡もしくは直接会いに行く調整を実施。

対象家庭への介入方法を協議

- ・家庭への介入方法は虐待を把握した機関と協議、相談で決定する。
- ・しかし状況により、保護者が通告元を推察することはありうる。地域の関係機関などの児童の福祉に職務上関係のある者は、
 - ①児童虐待の早期発見と通告義務が課せられていること
 - ②虐待が疑われる場合には通告しなくてはならないこと（それぞれ児童福祉法25条、児童虐待防止法第5条、6条に記載あり）を、毅然として保護者に伝えることが必要である。

こども家庭センターが家庭訪問／面談で状況確認 （場合によっては注意喚起）

こども家庭センターで援助方針会議

対象児童・家族への支援

- ・家庭訪問、面談、電話などで状況確認
- ・サービス調整

関係機関との連携

- ・情報共有
- ・個別事例検討会の実施（必要時）
- ・所属機関での見守り依頼

虐待の事実解消確認できたら終了⇒関係機関に共有

03 各関係機関の気づきポイント

1：虐待に気付くためのチェックリスト

5、6 ページの項目に加えて、下記項目もご確認ください。

対象	☑欄	項目
学童・児童館等 保育所・幼稚園・学校・		給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
		無断欠席が多く連絡がとれない
		家に帰りたがらない
		保護者がいつも行事などに子どもを参加させない
		治療が必要であっても受診させない

医療機関		怪我の説明が二転三転し、矛盾する
		子どもから怪我の原因を説明させない、保護者が口止めをしている様子がある
		病気でも受診が遅く、同伴しないこともある
		子どもの健康状態に無関心である
		不審な怪我がある
		保護者（母親）にも不審なあざ等がある

民生委員・児童委員		公園などで一人で夜遅くまで遊んでいる
		近所から子どもの虐待の目撃情報がある
		長らく子どもの姿が見えず、近所でも心配をしている
		外で保護者が子どもをよく怒鳴っている
		不審な怪我がある
		子育て家庭において、いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

04 参考資料

1：児童虐待の重症度の判断基準

以下のものは虐待の重症度の事例です。
チェックリストと合わせてご確認ください。

- ☐ 頭部外傷の可能性がある。
(投げる、頭部を殴る、乳児を強く揺する。)
- ☐ 腹部外傷の可能性がある。
(腹部を蹴る、踏みつける、殴る。)
- ☐ 窒息の可能性がある。
(首を絞める、水につける、鼻・口をふさぐ。)
- ☐ 脱水症状、栄養不足のため衰弱している。
- ☐ 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診がなく放置されている。

【最重度】

死亡・
生命の危険

【重度】

子どもの健康や成長・発達に重大な影響がある。

【中度】

入院を要するほどではないが、人格形成の問題を残すことが危険される。

【軽度】

実際に暴力や養育への拒否感はあるが衝動のコントロールは可能で親子関係に重篤な病理がない。

【疑い】

虐待やネグレクトなどの虐待行為はないが「叩いてしまいそう」「育児をしたくない」などの訴えがある。

2：児童虐待の防止に関する法の変遷

昭和22年 (1947年)	児童福祉法 （昭和22年12月施行） 児童福祉の基本である「児童福祉法」は、戦後、困窮する子どもの保護、救済とともに、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、その後の社会福祉法制の先駆けとして昭和22年に制定。
昭和26年 (1951年)	児童憲章 （昭和26年5月制定） 前文で「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」と述べ、日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言。
平成6年 (1994年)	児童の権利に関する条約 （平成6年批准） 世界の多くの児童（児童＝18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困などの困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され平成2年に発効、平成6年に批准した。
平成12年 (2000年)	児童虐待の防止等に関する法律 （児童虐待防止法）の制定（平成12年11月施行） 1990年代に児童虐待が社会問題化したことや、平成6年に子どもの権利条約を批准したことなどを背景に、平成12年に成立した。児童虐待を「身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待」と定義し、住民の通告義務や、児童虐待の早期発見などを定めた。
平成16年 (2004年)	児童虐待防止法の改正 （平成16年10月施行） 児童福祉法の改正 （平成16年11月施行） 同居人による虐待を放置することなども対象にした児童虐待の定義の見直しや、虐待を受けたと思われる場合も対象とするなどの通告義務の範囲の拡大、虐待通告先に市町村を追加するなどの市町村の役割の明確化、要保護児童対策地域協議会を法定化した。
平成20年 (2008年)	児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正 （平成20年4月施行） 児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認などのための立入調査などの強化、保護者に対する面会・通信などの制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化などを定めた。
平成21年 (2009年)	児童福祉法の一部改正 （平成21年4月施行） 乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの子育て支援に関する事業の法定化及び努力義務化や、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦を要保護児童対策地域協議会の協議対象にするなどの機能強化、里親制度の改正などの家庭的養護を拡充した。
平成24年 (2012年)	児童福祉法の一部改正 （一部を除き平成24年4月施行） 親権停止及び管理権喪失の審判などの児童相談所長の請求権の付与、施設長などが児童の監護などに関してその福祉のために必要な措置をとる場合には親権者などはその措置を不当に妨げてはならないことや、里親など委託中及び一時保護中の児童に親権者などがない場合の児童相談所長の親権代行などを規定した。
平成28年 (2016年)	児童福祉法等の改正 （一部を除き平成29年4月施行） すべての児童が健全に育成されるよう児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進などを定めた。
平成30年 (2018年)	児童福祉法・児童虐待防止法の改正 （平成30年4月施行） 被虐待児童などの保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令の対象拡大などを定めた。

令和2年 (2020年)	児童福祉法・児童虐待防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正（令和2年4月施行。一部は令和4年4月又は令和5年4月施行） 児童の権利擁護（体罰の禁止など）、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化などを定めた。 体罰の禁止については、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」とした。
令和4年 (2022年)	児童福祉法（令和4年4月施行。一部は段階施行） 児童虐待相談の増加といった背景を踏まえ、子どもやその家庭の養育環境を強化し、子どもの権利擁護を図る目的。子育て世帯支援の強化と事業拡充（市町村が必要に応じ、訪問支援など家庭支援事業の奨励・措置を実施、こども家庭センターの設置など）、一時保護所の環境改善、一時保護時の司法審査手続き、児童の意見聴取などの整備などが盛り込まれた。
令和7年 (2025年)	児童福祉法（令和7年10月施行。一部は令和8年4月など段階施行） 保育に関する人材確保と体制整備、児童虐待対策の強化が主な目的。一時保護ができるものの登録制度を創設し、質を担保、一時保護中の児童と保護者の面会制限などに関する規定の整備、保育所などの職員による虐待に関する通報義務などの創設、保育士・保育所支援センターを法定化し、都道府県などが保育士を確保する体制整備を担うことなどが示された。
令和8年 (2026年)	民法（令和8年4月施行） 離婚後も父母が子どもの養育に適切に関わり責任を果たせるようにするため、親権・養育費・親子交流のルールが見直された。子どもの利益を最優先に守ることを基本理念とし、子どもの人格の尊重、心身の健全な発達の確保、子どもの生活を支える責任を負うことが法律上明記された。離婚時に単独親権、共同親権を選べるようになった。法定養育費の新設、未払いの場合に備えた差押えの簡略化など、養育費が確実に子どもに届く仕組みが導入された。

3：児童相談所との連絡・調整（東京ルール）

【こども家庭センターから児童相談所への連絡・調整】

「情報提供」

こども家庭センターが相談援助活動を実施しているケースのうち、こども家庭センターが児童相談所に情報提供する必要があると判断したケース。

「援助要請」

こども家庭センターが児童相談所に対して、同席面接や個別ケース会議への参加など専門的な機能を踏まえた相談援助活動への関わりが必要と判断し、これを求める場合で、引き続き「主担当機関」がこども家庭センターであるもの。

「送致」

一時保護や児童福祉司指導など児童相談所の機能や法的権限が必要であると判断し、これを求める場合で、「主担当機関」をこども家庭センターから児童相談所に変更するもの。

【児童相談所からこども家庭センターへの連絡・調整】

「情報提供」

児童相談所が相談援助活動を実施しているケースのうち、保護者が当該児童相談所の管轄外の区市町村に転居した場合に、転居先の区市町村のこども家庭センターへ迅速に情報を提供する。

「協力依頼」

児童相談所が、個別ケース会議の開催やこども家庭センターの機能を活用することが必要と判断したケースのうち、引き続き「主担当機関」が児童相談所であるもの。

「送致」

児童相談所がこども家庭センターによる初期調査・安全確認が適していると判断したものや、こども家庭センターによる身近な支援が適していると判断したもので、「主担当機関」を児童相談所からこども家庭センターに変更するもの。

「指導委託」

児童相談所としての援助が終了間近であるケースや、児童養護施設などからの家庭復帰直後の指導、同居児童の届出を行った家庭への指導などをこども家庭センターに委託し、指導させること。

4: 関係規程

○多摩市子ども家庭支援ネットワーク 連絡会設置要綱

平成18年5月1日多摩市告示第207号改正
令和7年4月1日多摩市告示第240号

(設置等)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置する。

2 前項の要保護児童対策地域協議会の名称は、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会(以下「連絡会」という。)とする。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 子ども及び子育て家庭に係る問題についての関係機関との連携及び対応方法についての方針策定に関する事。

(2) 児童虐待の発生防止及び早期発見並びに児童虐待への対応に関する事。

(3) 不登校及び学校における問題行動に関する事。

(4) 児童の心身の発達の支援に関する事。

(5) 児童に関する問題についての地域での取組の醸成に関する事。

(6) 要支援児童及び特定妊婦に関する事。

(7) 前各号に掲げるもののほか、その他児童に関する問題の解決のために必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる機関又は法人に所属する者及び別表第2に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 連絡会に次の会議を置く。

(1) 代表者会議

(2) 実務者会議

(3) 事例検討会

3 市長は、委員について、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成員名簿(以下「名簿」という。)を作成し、当該委員の承認を得て、これに当該機関又は法人の名称及び氏名を登録するものとする。

(代表者会議)

第4条 代表者会議の委員は、別表第3に掲げる者をもって構成する。

2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)とその支援に関する施策全体に関する事。

(2) 要保護児童等の発生予防対策に関する事。

(3) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関する事。

(任期)

第5条 代表者会議及び実務者会議の委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、代表者会議及び実務者会議の委員が欠けた場合における後任の代表者会議及び実務者会議の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、子ども青少年部長の職にある者を充て、副会長は代表者会議の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 代表者会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 代表者会議の会議は、会長が主宰する。

3 会長は、代表者会議の会議に際し原則として会議録を作成するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、代表者会議の会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(実務者会議)

第9条 実務者会議の委員は、別表第4に掲げる者をもって構成する。

2 実務者会議は、要保護児童等に対する具体的な支援活動について検討するため次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童等の情報交換に関する事。

(2) 要保護児童等の実態把握及び援助方針等の進行管理に関する事。

(3) 要保護児童等の対策を推進するための啓

発活動に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、要保護児童等の対策において必要と認める事項

3 実務者会議は、次に掲げるとおりとする。

(1) 要保護児童進行管理チーム

(2) 要支援・要保護児童支援チーム

(3) 特定妊婦支援チーム

(4) 就学前後連携のための要保護・要支援児童支援チーム

(5) 教育・福祉進行管理チーム

4 実務者会議にそれぞれリーダーを置く。

5 実務者会議のリーダーは、会長がこれを指名する。

6 実務者会議の会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーがこれを主宰する。

7 リーダーは、特に必要があると認めるときは、実務者会議の委員以外の者を実務者会議の会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

8 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが指名する実務者会議の委員が、その職務を代理する。

(事例検討会)

第10条 事例検討会は、相談事例に対する援助方針等について検討を行う。

2 事例検討会は、相談事例ごとに、当該相談事例に対する援助に関わる者（関わるものが想定される者を含む。）をもって構成する。

3 事例検討会の会議は、子ども家庭相談担当課長が必要に応じて招集する。

4 子ども家庭相談担当課長は、相談事例の内容により、助言を求めるため、医師、弁護士、学識経験者等に対し事例検討会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第11条 代表者会議、実務者会議及び事例検討会の会議は、非公開とする。ただし、市長が公開することが適当であると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第12条 委員及び事例検討会の委員は、個人情報の保護に万全を期すものとし、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要保護児童対策調整機関)

第13条 市長は、多摩市こども家庭センターを

法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関として指定する。

(庶務)

第14条 連絡会の庶務は、こども家庭センターにおいて処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

別表第1（第3条関係）

国又は地方公共団体	東京都多摩児童相談所
	東京都南多摩保健所
	多摩中央警察署生活安全課
	東京都立特別支援学校
	東京都発達障害者支援センター
	多摩市立小学校
	多摩市立中学校
	多摩市くらしと文化部
	多摩市子ども青少年部
	多摩市こども家庭センター
	多摩市健康福祉部
	多摩市教育委員会
法人	多摩市に所在する私立幼稚園
	多摩市に所在する私立保育園
	多摩市医師会
	八南歯科医師会多摩支部

別表第2（第3条関係）

児童福祉に関連する職務に従事する者	多摩市に所在する私立保育園における保育事業に従事する者
	多摩市に所在する私立幼稚園における保育事業に従事する者
	民生委員・児童委員
	主任児童委員
	保育士
	臨床心理士
	公認心理師
	社会福祉士
	里親

	ホームヘルパー
保健医療に関連する職務に従事する者	医師
	歯科医師
	保健師
	助産師
	看護師
	薬剤師
	精神保健福祉士
司法に関連する職務に従事する者	人権擁護委員
	保護司
	弁護士
その他市長が認める者	

別表第3（第4条関係）

東京都多摩児童相談所長 東京都南多摩保健所の職員 一人
多摩中央警察署生活安全課長 東京都発達障害者支援センターの職員 一人 多摩市医師会の会員 二人
八南歯科医師会多摩支部の会員 一人 民生委員・児童委員 一人 人権擁護委員 一人 保護司 一人
多摩市立小学校長 一人 多摩市立中学校長 一人 東京都立多摩桜の丘学園職員 一人
多摩市に所在する私立幼稚園長 一人 多摩市に所在する私立保育園長 一人
多摩市子ども青少年部長 多摩市子ども青少年部参事 多摩市くらしと文化部平和・人権課長
多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課長 多摩市子ども青少年部幼児教育・保育担当課長 多摩市子ども青少年部児童青少年課長
多摩市健康福祉部生活福祉課長 多摩市健康福祉部障害福祉課長 多摩市健康福祉部発達支援担当課長
多摩市教育委員会教育部教育指導課長 多摩市立教育センター長 学識経験者 二人以内

別表第4（第9条関係）

東京都多摩児童相談所の職員 一人 東京都南多摩保健所の職員 一人 多摩中央警察署生活安全課の職員 一人
多摩市内医療機関医師 4人以内 多摩市又は近隣市の関連医療機関の職員 各機関二人以内 民生委員・児童委員 一人
多摩市くらしと文化部平和・人権課の職員

一人
多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課の職員 二人以内
多摩市こども家庭センターの職員 3人以内
多摩市子ども青少年部児童青少年課の職員 一人
多摩市健康福祉部生活福祉課の職員 一人
多摩市健康福祉部障害福祉課の職員 二人以内
多摩市教育委員会教育部学校支援課の職員 一人
多摩市教育委員会教育部教育指導課の職員 二人以内
多摩市立教育センターの職員 二人以内

○児童憲章

昭和 26 年 5 月 5 日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

○児童権利宣言

1959 年 11 月 20 日

国連総会

前文

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、一、九二四年のジュネーヴ児童権利宣言に述べられており、また、世界人権宣言並びに児童の福祉に関係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るよう努力することを要請する。

第一条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族のいづれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第二条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当たっては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

第三条

児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第四条

児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第五条

身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。

第六条

児童は、その人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できるかぎり、その両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する。子供の多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい。

第七条

児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために、努力しなければならない。

第八条

児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

第九条

児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても、売買の対象にされてはならない。

児童は、適当な最低年令に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又はその身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に、従事させられ又は従事することを許されてはならない。

第十条

児童は、人種的、宗教的、その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという十分な意識のなかで、育てられなければならない。

○児童の権利に関する条約(抜粋)

平成6年条約第2号

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第10条)

並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されており「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第二条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第三条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第四条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

～略～

第六条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

～略～

第九条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

～略～

第十九条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、

傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第二〇条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

～略～

○児童福祉法(抜粋)

発令:昭和22年12月12日法律第164号
最終改正:令和7年12月12日号外法律第87号

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔福祉保障の原理〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔保護者の支援〕

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

〔支援業務の適切な実施〕

第三条の三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二節 定義

〔児童等〕

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第5条

この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第6条

この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

～略～

〔市町村が行う業務〕

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

〔こども家庭センターの設置〕

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成

に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たって、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

〔地域子育て相談機関の整備〕

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関(当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。)の整備に努めなければならない。

② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

～略～

〔市町村長への通知〕

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

〔市町村への情報の提供〕

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に

関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

〔家庭支援事業の利用の奨励及び支援〕

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下この条において「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業(当該市町村が実施するものに限る。)の利用を奨励し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

② 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による奨励及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該奨励及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。

～略～

〔要保護児童に係る通告〕

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

〔要保護児童対策地域協議会の設置〕

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項に

おいて「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第十九条第一項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

⑦ 市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前二項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの(次項及び第九項において「調整担当者」という。)を置くものとする。

⑧ 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、内閣府令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑨ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

〔資料又は情報の提供等の協力〕

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、

意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

〔協議会の定める事項〕

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

〔秘密を守る義務〕

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

〔児童の状況の把握〕

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

〔要保護児童等に対する措置〕

第二十五条の七 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。

三 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。

三 妊産婦等生活援助事業の実施、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

～略～

〔一時保護〕

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅

速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、前項に規定する場合であつて、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

④ 裁判官は、前項の規定による請求(以下この条において「一時保護状の請求」という。)のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

⑤ 前項の一時保護状には、次に掲げる事項(第五号に掲げる事項にあつては、第三項後段に該当する場合に限る。)を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

一 一時保護を行う児童の氏名

二 一時保護の理由

三 発付の年月日

四 裁判所名

五 有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始することができずこれを返還しなければならない旨

⑥ 一時保護状の請求についての裁判は、判事補が

単独ですることができる。

⑦ 児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

⑧ 前項ただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

⑨ 第七項本文の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、同項ただし書の規定による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑩ 第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならない。

⑪ 第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならない。

⑫ 第一項及び第二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

⑬ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑭ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第

一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。

⑮ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

⑯ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第十四項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

⑰ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童自立生活援助の実施又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

⑱ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第二十項において同じ。)を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

⑲ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第十七項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護

延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑳ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

㉑ 第十七項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

～略～

〔罰則〕

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

○児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

発令 :平成 12 年 5 月 24 日号外法律第 82 号
最終改正:令和 7 年 10 月 20 日号外法律第 29 号
(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三

項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。)、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移

転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第七条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が第六条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を

講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

～略～

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報

の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（児童の人格の尊重等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

～略～

○東京都子供への虐待の防止等に関する条例（抜粋）

平成31年3月29日条例第50号

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子供への虐待は、子供の心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子供への虐待を行ってはならないことは、論をまたない。

しかしながら、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実も受け止めなければならない。

そのため、都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められている。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第四条第一項から第五項までに規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子供 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護するものをいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、保健

機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。

五 子供家庭支援センター 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が設置する機関をいう。

六 事業者 都の区域内（以下「都内」という。）で事業を行う法人その他の団体若しくは事業を行う場合における個人又は都内の建物の所有者及び管理者であって、第四号に規定する関係機関等以外のものをいう。

七 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。

（基本理念）

第三条 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 虐待の防止に当たっては、子供の年齢及び発達程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、法第四条第一項から第五項までの規定及び前条の基本理念にのっとり、虐待の防止に必要な体制整備その他必要な施策を行うものとする。

2 都は、虐待の防止に関し区市町村（子供家庭支援センターを含む。第七条第二項及び第十三条第二項において同じ。）及び関係機関等と連携するとともに、区市町村が実施する虐待の防止に関する施策への支援を行うものとする。

3 都は、法第四条第四項の規定に基づき虐待の防止、虐待を受けた子供の成長及び自立に対する理解並びに体罰等によらない子育ての推進に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

（都民等の責務）

第五条 都民及び事業者（以下「都民等」という。）は、

子供を虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 都民等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は都の児童相談所若しくは都の福祉事務所(以下「児童相談所等」という。)の長が行う子供の安全の確認を行うための措置(以下「子供の安全確認措置」という。)に協力するよう努めなければならない。

3 都民等は、虐待を受けた子供(社会的養護の下で育った子供を含む。第十四条第二項において同じ。)が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、虐待等に関する理解を深め、当該子供(当該子供が十八歳以上になった場合を含む。)に対して配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、子供の養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、虐待が子供に与える重大な影響を認識し、子供の健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。

3 妊娠した者及び乳児又は幼児の保護者は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第四条の規定を踏まえ、同法第十二条及び第十三条の規定に基づき区市町村が行う妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。

4 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力しなければならない。

5 保護者は、第十三条第二項の規定に基づく都の児童相談所による指導又は支援を受けた場合は、当該指導又は支援に従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務等)

第七条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 関係機関等は、都、区市町村及び他の民間団体と連携し、虐待の防止に関する施策の推進に積極的に協力するよう努めなければならない。

3 関係機関等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力するよう努めなければなら

ない。

第二章 虐待の未然防止

(虐待の未然防止)

第八条 都は、虐待を未然に防止するため、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の区市町村が実施する切れ目ない母子保健及び子育て支援に関する施策(障害児支援に関する施策を含む。)について、必要な支援を行うものとする。

2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子供の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

3 都は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

4 都は、医療機関及び区市町村と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

(通告しやすい環境づくり)

第九条 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、法第六条第一項の規定に基づき、速やかに、子供家庭支援センターその他の区市町村の通告受理機関又は児童相談所等に通告しなければならない。

2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

3 児童相談所等の職員は、法第六条第一項の通告を受けた場合において、法第七条の規定に基づき、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(子供の安全確認措置等)

第十条 児童相談所等の長は、次に掲げる場合は、法第八条第一項及び第二項の規定に基づき、速やかに子供の安全確認措置を講じなければならない。

- 一 法第六条第一項に規定する通告を受けた場合
 - 二 子供本人、家族、親族等から虐待に係る相談があった場合
 - 三 児童相談所等の長が虐待が発生しているおそれがあると自ら判断した場合
 - 四 他の児童相談所から虐待に係る事案の移管を受けた場合又は区市町村からの送致を受けた場合若しくは都の福祉事務所からの送致を受けた場合
- 2 都の児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定による一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問(以下「臨検等」という。)について権限を行使する必要がある場合は、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。
- 3 都は、虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有するものとする。
- 4 第一項又は第二項の規定により、都の児童相談所長は、子供の安全確認措置を行おうとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合にあっては、法第十条第一項の規定に基づき、当該子供の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 5 都の児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子供の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(児童相談所等の調査等)

第十一条 児童相談所等の長は、次に掲げるものに対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供を求めることができる。この場合において、情報の提供を求められた者は、当該情報について、児童相談所等の長が虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該情報を提供することによって、当該情報に係る子供、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそ

れがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 都及び区市町村の機関
 - 二 関係機関等(前号に掲げるものを除く。)
 - 三 事業者
- 2 児童相談所等の長は、前項の規定により情報を収集する場合において、虐待又はその防止等の対応の目的のために特に行うものであることを十分に踏まえ、その収集並びに当該情報の管理及び利用を適切に行わなければならない。
- (連携及び情報共有等)

第十二条 都の児童相談所は、他の児童相談所から事案の移管を受け又は他の児童相談所に対し事案の移管を行う場合には、その緊急性又は重症度に応じ、的確な引継ぎを行わなければならない。

2 都の児童相談所は、児童相談所が専門的な知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うこと並びに子供家庭支援センターが地域社会で子供と家庭への相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことを踏まえ、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働を進めるものとする。

3 都及び都の児童相談所は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子供とその保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を積極的に活用し、子供家庭支援センター、関係機関等その他虐待事案に関係する団体と、子供と家庭に関する必要な情報の共有を図るものとする。

4 都は、区市町村が設置する要対協の円滑な運営の確保及び活性化のため、必要な助言その他の支援を行うものとする。

第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等(虐待を受けた子供とその保護者への支援等)

第十三条 都は、虐待を受けた子供に対し、心身の健やかな成長を図るため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を行うものとする。

2 都の児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子供の保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成若しくは適切な親子関係の構築又は再び虐待を行わないことについて、必要な指導及び支援を行うものとする。

～略～

○東京都子ども基本条例(抜粋)

令和三年四月一日施行

子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝である子どもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則としている。

全ての子どもが誰一人取り残されことなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「子どもを大切にする」視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、子どもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、子どもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目指す。

（定義）

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。

なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 子どもは大いなる可能性を秘めたかけがえの

ない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とすることで、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

（子どもの権利）

第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（子どもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体で子どもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（どもの安全安心の確保）

第六条 都は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（子どもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、子どもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、子どもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

（子どもの学び、成長への支援）

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援）

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（子どもの意見表明と施策への反映）

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

（子どもの参加の促進）

第十一条 都は、子どもが社会の一員として尊重され、

年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

～略～

○個人情報の保護に関する法律(抜粋)

発令 平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号
最終改正:令和 7 年 6 月 18 日号外法律第 70 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

～略～

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

～略～

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であ

るとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

～略～

○多摩市個人情報保護条例(抜粋)

令和 7 年 6 月 1 日 施行

令和 6 年 12 月 26 日 条例第 41 号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする。

～略～

第 14 条 実施機関は、個人情報に係る業務の目的の範囲を超えた個人情報の当該実施機関内又は実施機関相互間における利用（以下「目的外利用」という。）及び個人情報の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定の適用上必要があるとき。
- (3) 当該個人情報が発行、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急、かつ、やむを得ないと認められるとき。
- (5) その他実施機関が公益上必要があると認める場合において、審議会がこれに同意したとき。

～略～